

雇用調整助成金を申請される事業主の方へ 不正受給が判明した場合は 公表を行っています!

雇用調整助成金は、景気の変動など経済上の理由により売上高等が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った場合、支払った休業手当等の一部を助成する制度です。この制度は多くの事業所に利用していただいておりますが、虚偽の支給申請を行うなど、一部に不正な受給もみられます。このため、都道府県労働局では、不正受給防止対策として、不正受給が特に重大又は悪質なものであると認められる場合は、ホームページ上で以下の内容を公表しています。

不正受給が判明した場合

- ・ 事業主の名称、代表者氏名
 - ・ 事業所の名称、所在地、事業概要
 - ・ 支給決定取消日、不正受給金額
 - ・ 不正の内容
- を **公表** しています。

✕ 特に悪質な不正受給の場合は、捜査機関に対して刑事告訴等を行うこともあります。

不正受給とは

- 偽りその他の不正行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合をいいます。
- 不正受給であることが判明した場合、不正が発覚した最初の判定基礎期間以降支給した助成金は返還していただきます。
- 当該期間以降に支給を受けようとした助成金は不支給とします。また、不支給とした日または支給を取り消した日から3年間は、雇用保険料を財源としたすべての助成を受けられなくなります。

